

函館市衛生試験所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 9 号

函館市衛生試験所設置条例の一部を改正する条例

函館市衛生試験所設置条例（昭和 3 7 年函館市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

有害成分検査	簡 易 な も の	1 項目	7,900 円	を
	複 雑 な も の	1 項目	13,000 円	
	特 殊 な も の	1 項目	23,800 円	

有害成分検査	簡 易 な も の	1 項目	7,900 円	に
	複 雑 な も の	1 項目	13,000 円	
	特 殊 な も の	1 項目	23,800 円	
	有機フッ素化合物（P F O S および P F O A）	1 検体	35,000 円	

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。